

地区計画届出の手引き

～三八城公園下地区～

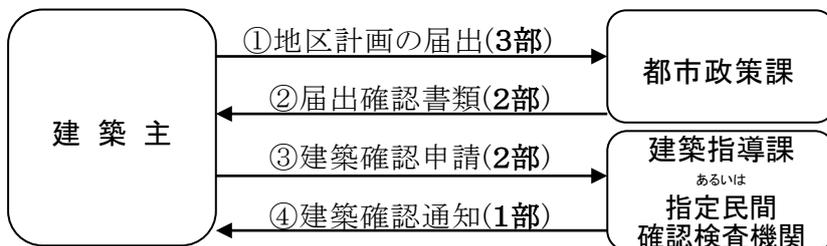
1. 地区計画の届出が必要な行為（都市計画法第58条の2第1項）

- ① 土地の区画形質の変更
- ② 建築物の建築、工作物の建設

行為着手の30日前までに都市政策課に届け出てください。

2. 地区計画に関する手続きの流れ

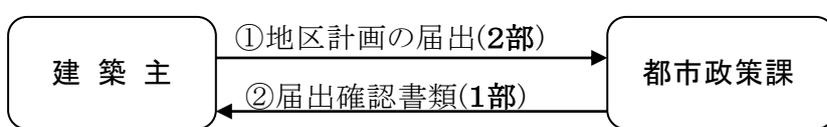
建築確認申請を必要とする建築物等



- (例)
- ・建築物の建築（ただし、防火・準防火地域外における床面積 10 m²以内の増築等は除く）
 - ・2mを超える擁壁
 - ・高さ4mを超える広告板等
 - ・高さ 15mを超える鉄柱等

※地区計画の届出は工事着工30日前までにしてください。

建築確認申請を必要としない建築物等



- (例)
- ・床面積 10 m²以内の増築等（ただし、防火・準防火地域を除く）
 - ・フェンス・門柱・門扉等
 - ・土地の区画・形質の変更
 - ・看板（高さ4m以内のもの）

※地区計画の届出は工事着工30日前までにしてください。

建築確認申請・・・建築基準法第6条に基づく建築確認申請

3. 留意事項

当地区計画では、建築物に関する制限は設けず、地区施設として道路の整備方針のみを定めております。道路整備を円滑に進めるため、配置図には道路境界線や道路幅員、後退線等を明記していただきますようお願いいたします。

地区計画の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、20万円以下の罰金に処せられる場合があります（都市計画法第93条）。

問い合わせ先

- ・地区計画の届出について … 八戸市 都市政策課 都市計画グループ TEL 0178-43-2111 内線 4715,4714
- ・地区施設・道路について … 八戸市 都市政策課 区画整理グループ TEL 0178-43-2111 内線 4752,4754